

## 暮らしの中の心配ごとや困りごとなどを、 くらしの相談員に相談してみませんか？

くらしの相談員は、みなさんが地域において生活する上で抱える様々な「悩み、心配ごと」についての相談を受け付けています。また、消費生活、虐待、配偶者による暴力などの相談もお受けします。今回は、高齢者虐待の説明とくらしの相談員の対応内容をお伝えします。

### 高齢者虐待とは

高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。これは暴力で身体を傷つける行為だけでなく、心理的虐待、介護や世話の放棄・放任、経済的虐待、性的虐待、すべてが虐待行為にあてはまります。介護の負担や家庭の経済的状況の変化などから、高齢者と介護者の人間関係のバランスが崩れ、さらに介護疲れによるストレスが複雑に絡み合って虐待が起こると言われています。

### 虐待の種類と具体例

区分・内容	具体例
<b>身体的虐待</b> 暴力などで身体にあざや痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、食事を無理やり口に入れる、ベッドに縛り付ける など
<b>心理的虐待</b> 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与える行為	排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など
<b>介護や世話の放棄・放任</b> 介護や生活の世話をしている家族が、食事の提供や入浴などの世話を放棄・放任し、高齢者の身体、精神状態、生活環境を悪化させる行為	入浴をさせておらず異臭がする、髪が伸び放題、汚れた服を着続けている、水分や食事が十分に与えられていないため脱水症状・栄養失調状態、室内にごみが放置、必要とする介護・医療サービスを理由なく制限する など
<b>経済的虐待</b> 本人の合意なしに、財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為	年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用、日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の財産を無断で売却する など
<b>性的虐待</b> 本人との間で合意が形成されていない性的な行為、またその強要	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置、キス、性器への接触、セックスの強要 など

### 虐待の種類と具体例

虐待をしている人の4人に3人が虐待をしているという自覚がありません。

また、自分は高齢者のためにと行って行っている行為も虐待につながっている可能性があります。

### ひとりで抱え込まない、悩まない

高齢者虐待が起きる背景には、虐待者の性格や虐待者と高齢者本人のこれまでの人間関係、高齢者本人の認知症による言動の混乱があったり、虐待者自身が介護や認知症のことを良く知らない・介護によりストレスがたまるなどの理由で、心身ともに疲れ切って、追い詰められている状況が少なくありません。虐待をしている人も、ある意味では被害者ともいえます。

くらしの相談員が高齢者虐待の相談及び通報を受付けた場合は、関係機関を適切に利用できるように最後まで丁寧にサポートします。秘密は守ります、安心してご相談ください。

### 自覚のない虐待の例

- ・言うことをきかないので怒鳴ったり、ののしったりすることがある。
- ・おもらしをしないよう、水分を控えておくことがある。
- ・汚物等で汚れた服を着せたまま放置している。
- ・年金や預貯金を本人に無断で通帳から引き出し、使う。
- ・認知症のため徘徊をするので、部屋から出られないようにカギをかける。
- ・経済的に苦しいので、病院に連れて行かなかったり介護サービスを利用しない。

場 所・相談員	保健センター 相談員 神谷和夫	ぬくもりセンター 相談員 渡邊輝夫
窓口相談・受付日時	月・火・木 9時～16時	月・水・金 9時～16時
連絡先	080 - 6085 - 2262	080 - 6085 - 2263